

新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応 (緊急事態宣言の延長に伴う見直し)

令和2年5月8日
原子力規制庁

原子力規制委員会では、5月4日に緊急事態宣言が延長されたこと及び特定警戒都道府県の取組が継続されたことを踏まえ、5月11日から5月31日までの間、引き続き以下の対応を行うこととします(下線部分が変更点)。御理解・御協力のほどよろしくお願いします。

1. 対応

(1) 原子力規制委員会定例会

開催頻度を5月13日の定例会において決定します。引き続き、一般傍聴の受付は行いませんので、動画配信(YouTube、ニコニコ生放送)からの視聴をお願いします。

なお、プレス関係者の開催会議室への入室は可能ですが、入室は撮影等に要する最低限の方にして頂き、動画配信による視聴への協力をお願いします。

(2) 原子力規制委員会定例会見

定例会の開催日にあわせて開催します。

(3) 原子力規制庁定例ブリーフィング

審査会合等の開催予定を考慮しつつ、週1回又は2回行います。

(4) 審査会合、検討チーム会合等

原則として、月曜日、火曜日及び木曜日に開催します。引き続き、一般傍聴の受付は行いませんので、動画配信(YouTube、ニコニコ生放送)からの視聴をお願いします。

なお、プレス関係者の開催会議室への入室は可能ですが、入室は撮影等に要する最低限の方にして頂き、動画配信による視聴への協力をお願いします。

(5) 原子力規制庁職員の在宅勤務の推進

原子力規制庁本庁及び人材育成センターの職員を原則自宅勤務とし、登庁する職員は各課室の業務内容に応じた必要最小限の人数とします

2. 備考

今後の各種状況に応じて上記対応を延長又は変更する場合があります。